

令和8年1月16日
長野労働局

伊那労働基準監督署における個人情報の漏えい事案について

長野労働局（局長 三浦 栄一郎）は、伊那労働基準監督署（以下「伊那署」という。）において発生した個人情報漏えい事案について、下記のとおり確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせいたします。

記

1 事案の概要

職員が、電子申請（電子公文書）処理（以下「電子申請処理」という。）により、B社に産業医選任報告（控え）を、また、C社に衛生管理者選任報告（控え）を送信する際、誤ってA社の定期健康診断結果報告書を添付して送信処理を行ったもの。

誤って送信した定期健康診断結果報告書には、A社が委嘱する産業医の氏名、医療機関名、所在地及びA社の代表取締役氏名が記載されていた。

2 事案経過等

（1）令和7年12月8日13時頃、伊那署において、職員Dは、職員Eの指導の下、A社から電子申請により提出された定期健康診断結果報告書の内容を確認し、A社宛て送信処理を行った。なお、職員Dは、これが初の労働安全衛生関係の電子申請処理であった。

（2）次に、職員Dは、単独でB社から電子申請により提出された産業医選任報告書の内容を確認した後、通常の手順どおり、B社の電子公文書を作成して添付した。その後、職員Dは、職員Eからは教わっていない操作を行い、誤ってA社の定期健康診断結果報告書を追加添付し、添付資料データの保存を行った。このため、労働基準行政システム（以下「基準システム」という。）上のB社のフォルダ内にA社の定期健康診断結果報告書のファイルが「控え文書(1) PDF」として追加された。

その際、職員Dは、B社のフォルダ内に「控え文書(1) PDF（A社の定期健康診断結果報告書）」と「控え文書 PDF（B社の産業医選任報告書）」が存在していることに気づいたが、PDFデータ内容を確認

せずに「控え文書 P D F (B 社の産業医選任報告書)」を誤って削除し、B 社宛て電子公文書を発出した。

(3) そして、職員 D は、単独で C 社から電子申請により提出された衛生管理者選任報告の申請内容を確認した際、通常の手順どおり、C 社の電子公文書を作成して添付した。その後、職員 D は、職員 E からは教わっていない操作を行い、誤って A 社の定期健康診断結果報告書を追加添付し、添付資料データの保存を行った。このため、基準システム上の C 社のフォルダ内に A 社の定期健康診断結果報告書が「控え文書 (1) P D F 」として追加された。

その際、職員 D は、C 社のフォルダ内に「控え文書 (1) P D F (A 社の定期健康診断結果報告書)」と「控え文書 P D F (C 社の衛生管理者選任報告書)」が存在していることに気づいたが、P D F データ内容を確認せずに「控え文書 P D F (C 社の衛生管理者選任報告書)」を誤って削除し、C 社宛に電子公文書を発出した。

(4) 同日 15 時 30 分頃、伊那署監督・安衛課(以下「監督・安衛課」という。)に、B 社担当者より電話で、伊那署から送信された電子公文書の中に、他社の定期健康診断結果報告書が添付されている旨申し出があった。

直ちに、監督・安衛課において、12 月 8 日に行った電子申請処理のデータを確認したところ、B 社及び C 社宛ての送信において、A 社の定期健康診断結果報告書が誤って添付されていることを見つけたため、誤送信(電子公文書の控え文書の添付誤り)が発覚した。

(5) 同日 16 時 30 分頃、職員 E が C 社に電話して電子公文書の開封について尋ねたところ、C 社の担当者は、電子公文書のデータを開封していないとのことであったため、データの開封を行わないように依頼した。

(6) 12 月 9 日、伊那署長は、A 社を訪問し、A 社の総務部長及び総務部次長に対して事案の概要、発生原因及び再発防止策を説明及び謝罪を行い、了承を得た。

(7) 同日、伊那署長は、A 社が委嘱する産業医に電話した。その際、本人が不在のため、関係者に対して事案の概要、発生原因及び再発防止策を説明及び謝罪を行い、了承を得た。

(8) 同日、伊那署長は、B 社に電話し、B 社(本社)人事労務課担当者に対して、誤送信した A 社の定期健康診断結果報告書データのダウンロードの有無を確認したところ、既にダウンロードを済ませたとの申し出があったため、ダウンロードしたデータの削除を依頼し、削除さ

れた旨確認した。

- (9) 同日、監督・安衛課長は、C社に電話連絡し、C社担当者に対して、誤送信したA社の定期健康診断結果報告書データのダウンロードの有無を確認したところ、ダウンロードされていないとのことであったため、ダウンロードしないよう依頼した。
- (10) 同日、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課から、労災保険業務課を介して、システム運営業者に対し、伊那署がB社及びC社に誤送信したA社の定期健康診断結果報告書データについて、ダウンロード停止処置を行うよう依頼した。
- (11) 12月15日、労災保険業務課を介してシステム運営業者から、誤送信した当該データ2件について、ダウンロード停止処置を行った旨の連絡があった。

3 個人情報漏えいによる二次被害の有無

上記2の(8)から(11)までの対応により、A社の定期健康診断結果報告書データの外部流出等の二次被害が発生する可能性は低いと推認する。

4 発生の原因

- (1) 電子申請処理を行う際に、電子申請処理（操作）マニュアルの手順が守られていなかったこと。
- (2) 電子公文書の作成の際、添付している文書のセルフチェック（）により電子公文書の内容を確認せずに電子公文書を発出したこと。
電子公文書の「作成」及び「添付」操作を行った際、選択したデータのPDF表示が自動で立ち上がる仕様であることから、操作者においてデータ内容の確認することができる。
- (3) 上記を含め、初めて労働安全衛生関係の電子申請処理を行う職員に対して、基準システム操作方法の指導が不十分であったこと。

5 再発防止策

【伊那署の対応】

- (1) 12月9日、署長より非常勤職員を含む全職員に対し、メールにて事案の概要及び発生原因を共有した。
- (2) 同月15日、臨時職員会議を開催し、改めて本事案の概要、発生原因を共有した上で、再発防止策等を説明するとともに、以下を含む個人情報漏えい防止に係る基本動作の徹底を指示した。
 - ・ 電子申請処理において、申請者に電子公文書を発出する際、セル

チェック等による電子公文書の内容確認を徹底する。

- ・ 基準システム操作の経験が浅い職員に対して、管理者による電子申請処理（基準システム操作方法）の署内研修を実施して、正しい操作手順、注意が必要な操作及び確認方法等を指導する。

【労働局の対応】

- (1) 12月9日、健康安全課長から各署長、安全衛生主務課長及び安全衛生担当者に対して、メールにて事案の概要及び発生原因を共有し、電子申請処理の入力状況等の点検の実施を指示した。点検の結果、全署において適正に処理が行われていることを確認した。
- (2) 12月17日、緊急署所長合同会議を開催し、総務部長をはじめ局幹部より、本事案の概要、発生原因等を説明するとともに、個人情報の誤送付（誤送信）が生じないよう個人情報漏えい防止に係る基本動作の徹底の確実な実施を指示した。
- (3) 12月15日から1月30日までの間、「個人情報の漏えい等の防止の徹底及び適切な公文書管理の周知・徹底」の強化月間として、所属長による自主点検及び局長をはじめ局幹部による巡回指導を実施する。
- (4) 令和8年1月6日、健康安全課長から各署長に対して、労働安全衛生に係る電子申請処理を行う際は、原則「追加機能」は使用しないこととし、「追加機能」を使用する場合は、上司等によるダブルチェックを行うことを指示した。
- (5) 1月9日、健康安全課主催による安全衛生担当者を対象とした業務会議を開催し、電子申請処理（基準システム操作）等の研修を実施した。

【担当】

長野労働局労働基準部健康安全課

課長 矢島 一男

労働衛生専門官 牧野 宗一

（電話 026-223-0554）